## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２２年（フ）第３７号**
香川県観音寺市植田町1895番地
債務者　岩田喜美代
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２２年（フ）第３８号**
香川県観音寺市植田町1895番地
債務者　岩田真奈美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２２年（フ）第３９号**
香川県観音寺市観音寺町甲2839番地14
債務者　岩田　大吾
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２２年（フ）第５６０７号**
大阪府八尾市志紀町南３丁目173番地　グランコート志紀101号
債務者　千両箱ことロージィーこと　鍋島　和章
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　あや
4　破産債権の届出期間　平成22年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８号**
富山県魚津市仏田3775番地
債務者　小川　　進
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小路　泰彦
4　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
富山地方裁判所魚津支部

**平成２２年（フ）第３９号**
奈良県五條市西河内町1201番地
債務者　栗本　正人
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　無漏田恭生
4　破産債権の届出期間　平成22年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
奈良地方裁判所五條支部

**平成２２年（フ）第７７号**
福島県石川郡平田村大字小平字沼田119番地の２
債務者　吉田　松子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　貴雄
4　破産債権の届出期間　平成22年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２２年（フ）第１２５号**
岐阜県中津川市手賀野476―１　エトワールハイム201号、従前の住所京都市西京区御陵大枝山町６丁目23番地３
債務者　藤本　　修
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岡　琢美
4　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２２年（フ）第１２６号**
岐阜県多治見市大薮町1573―48、住民票上の住所愛知県北名古屋市山之腰五条87番地　リバーハイツ五条103号
債務者　簾田　佳人
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　真由美
4　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２２年（フ）第５６号**
千葉県君津市北久保２丁目６番12号
債務者　小野寺　淳
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　豊
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２２年（フ）第１３３号**
長野県佐久市猿久保155番地、住民票上の住所長野県上田市下之条804番地44　プランドール103号
債務者　石井　知朗
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　美央
4　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月10日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第１２３号**
長野県上田市上丸子1801番地　県営住宅Ｋ２―503号
債務者　上原　光治
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　友則
4　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第１１１号**
北海道伊達市南黄金町145番地
債務者　佐々木ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　破産債権の届出期間　平成22年９月13日まで
5　一般調査期間　平成22年９月28日から平成22年10月12日まで
6　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２２年（フ）第５５６０号**
兵庫県三田市三輪１―16―８―402、住民票上の住所兵庫県三田市駅前町11番12号
債務者　西村　恵美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　如子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部